

スタッフ弁護士の確保

スタッフ弁護士とは

日本司法支援センター（以下「支援センター」という）の契約弁護士のうち、支援センターに所属して法律事務を取り扱う弁護士をスタッフ弁護士という。スタッフ弁護士は、主として民事法律扶助事件と国選弁護事件を取り扱うが、弁護士過疎地域では、このほか一般民事事件も支援センターの業務として扱うことが求められている。

支援センター常勤のスタッフ弁護士は、法人としての支援センターに職員として採用され、その報酬は給与制となる。事件ごとの報酬を受け取ることは想定されていないが、同期の判・検事と同等の給与・待遇を確保する方向で検討されている。スタッフ弁護士は、3年から5年程度の任期制で転勤もあり得るが、任期はさほど長くないので転勤の回数が多くなることはない。

スタッフ弁護士も弁護士である以上、当然に弁護士会に所属し、弁護士会の監督が及ぶ。非行行為のあった場合に、弁護士会から懲戒を受けるとともに、支援センターから解雇等の処分を受けることがあり得るが、弁護士会の監督権限は弁護士資格そのものに対するものであるのに対し、支援センターの監督権限は契約にもとづく範囲内で、かつ、支援センターが業務として取り扱った法律事務の職務の独立性を害さない範囲内にとどまるという相違がある。

スタッフ弁護士の必要性

支援センターの業務開始後も、支援センターの取り扱う民事・刑事の業務は、これまでどおり主として一般の弁護士がジュディケア制（開業弁護士が、一般事件と同様に扶助事件を担当し、費用・報酬を扶助の実施団体から受領する受任形態）によって対応することになる。しかしながら、必要的弁護事件の被疑者国選化、連日的開廷を原則とする集中審理、裁判員制度の

導入等により質的に変化する刑事裁判への対応や、弁護士過疎対策、犯罪被害者対策など、支援センターの種々の業務のなかには、一般の弁護士だけで対応しきれない部分が生じてくるので、常勤のスタッフ弁護士が必要となる。

このようなスタッフ弁護士は、地方事務所（地裁本庁所在地50か所に設置される）ごとに1名ないし数名程度、弁護士過疎地域の支所・出張所などでは1名が配置されると想定されるので、日弁連日本司法支援センター推進本部では毎年100名程度ないし少なくとも50名程度を、支援センターのスタッフ弁護士として確保して送り出すことを必要としている。支援センターは2006（平成18）年4月に設立され、同年10月の業務開始が見込まれるため、その頃までにはスタッフ弁護士の陣容を整えなければならない。

スタッフ弁護士の確保と弁護士会

スタッフ弁護士は、支援センターの業務運営上の判断にもとづき採用されるが、その確保には、日弁連、各単位会の協力が不可欠となる。「リーガルサービスセンター構想に関する日弁連方針」（2003年6月）でも、スタッフ弁護士について日弁連、ブロック会、単位弁護士会が「確保する責務を負う」としているが、スタッフ弁護士の確保は、弁護士過疎地域の解消、公的弁護や民事法律扶助の充実等に関わる重大な問題である。

上記のとおり、毎年必要とされる50名から100名程度のスタッフ弁護士を確保していくことは決して容易ではないが、日弁連、ブロック会、単位弁護士会は、これに組織的かつ積極的に取り組んでいかなければならない。なかでも、東京三会は、全国の弁護士の半数の約1万にも及ぶ会員を擁し、例年新規登録弁護士の過半数が東京に集中しているように、スタッフ弁護士の供給源として大きな役割を果たすことが期待されており、これに応えなければならない。

特集

日本司法支援センター —準備はどこまで進んだか—

スタッフ弁護士は、現在の会員（登録後数年内の若手会員が中心になると思われる）とこれから司法修習を終えて登録する将来の弁護士の中から供給されることになるが、それぞれからスタッフ弁護士をどれほど確保するかが、弁護士会の喫緊の課題である。

スタッフ弁護士の養成…養成事務所とは

現在の若手会員の中からスタッフ弁護士を募るとしても、弁護士任官や過疎地公設事務所派遣弁護士の例に明らかなように、安定的な供給はなかなか期待できない。そこで、司法修習生の中から弁護士登録後1年ないし2年の実務経験を積んだ後にスタッフ弁護士となることを希望する者を募ることとし、このような新人弁護士を雇用して、弁護士としての実務経験を積ませる等、採用までの業務支援をするのが養成事務所ということになる。過疎地公設事務所派遣弁護士については、同じような仕組みで既に「協力事務所」という制度が機能しており、養成事務所の制度もこれに倣ったものである。養成事務所として新人弁護士を採用しようとする場合、弁護士会を經由して日弁連に「養成事務所」として登録してもらうことが必要であるが、これも協力事務所と同じである。

養成事務所では、新人弁護士が採用（担当）弁護士の指導のもと事件を共同受任するなかで、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを積む。いわゆる勤務弁護士が指導弁護士のもとで経験を積む過程と同じである。養成事務所独自で特別に研修ないし教育を行なうことは要せず、これらは日弁連やブロック会、単位弁護士会で開催される研修会などに参加してもらうことで足りる。ただし、支援センターで取り扱う業務に照らすと、担当弁護士はそれまで国選弁護、当番弁護、法律相談センター等の公的法律相談、さらには多重債務者の債務整理事件（任意整理・自己破産等）を扱ってきたことが望ましい。きめ細かな指導と対応のためには、養成事務所に所属する弁護士はできれば複数いることが望ましいが、もちろん1人でも可能である。

せっかく新人弁護士を雇用したのに、1年ないし2年程度で支援センターに送り出すことについては、負担が大きいと感じられる向きもあろう。養成事務所に対する直接の経済的支援は、現在のところ日弁連で検討中であるにとどまるが、東京都内事務所の場合、養成事務所の希望により、法律扶助協会東京都支部が毎月最低2件の自己破産事件や、少年保護付添等の扶助対象案件を配点できるようになっており、いささかなりとも事件受任を介して収入への配慮がなされている。

養成事務所の現状と今後

現在、養成事務所として日弁連に登録された事務所は40余り、うち東京三会所属の事務所は15余りとなっている（東弁は9事務所）。これに対し、本年10月に登録予定の58期司法修習生の養成事務所就職内定者は10名程度にとどまっており（最後1年の実務経験で、支援センターに採用されることになる）、確保が必要な最低数の50名にもまだまだ及ばない。

司法試験合格者が大幅増員となったこともあってか、修習生は様々な進路の選択を考えるようになっている。日弁連はこれまで公設事務所の展開を目指し、修習生の理解を得られるよう毎年シンポジウムを開催する等情報提供に努めてきたが、一定期間地方での活動を志す修習生は年々増えつつある。昨年11月には59期合格者向けに支援センターのガイダンスを行なったが、ここでも多数の参加者があった。こうした修習生の多く

は、登録当初、大都市部での実務経験を望む傾向にあり、東弁を含む大都市部弁護士会が大幅に養成事務所数を増やさなければ、せっかくの志望者をみすみす逃してしまう結果となる。

東弁では、一昨年から「供給型A協力事務所に関する協議会」を設け、東京、北千住の各パブリック事務所以外の協力事務所確保策を検討してきたが、スタッフ弁護士確保策の検討と養成事務所の募集が昨年からの協議会の業務に加わった。過疎地公設事務所であれ支援センター・スタッフ弁護士であれ、弁護士が必要とされる地域は数多くある。自ら地方で活躍することに興味がある会員は是非ともスタッフ弁護士として応募していただきたいし、自らの育てた弁護士が各地で活躍することを有意義と感じられる会員には是非とも養成事務所として名乗りを上げていただきたいと思う。

（日弁連日本司法支援センター推進本部委員 太田 治夫）